

京都市告示第 96 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 24 年 5 月 24 日付けで認可した醍醐和泉町町内会について変更の届出があったため，同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 4 月 26 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
伊藤 由里	中野 隆雄

2 代表者の住所及び所在地

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐槇ノ内町 5 8	京都市伏見区醍醐槇ノ内町 5 2 - 1

3 目的

変更前	変更後
会は，地域住民の親睦を図り，自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし，次の事業を行う。 (1) 醍醐学区の発展に資する醍醐学区自治連合会の事業に関すること。 (2) レクリエーション，文化活動	会は，地域住民の親睦を図り，自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし，次の事業を行う。 (1) 醍醐学区の発展に資する醍醐学区自治町内会連合会の事業に関すること。 (2) レクリエーション，文化活動

<p>等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。</p> <p>(3)会員の葬儀等の際の互助に関すること。</p> <p>(4)交通安全,防犯,防火等に関すること。</p> <p>(5)環境の向上と美化の推進に関すること。</p> <p>(6)所有する資産の維持管理及び運営に関すること。</p> <p>(7)その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。</p>	<p>等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。</p> <p>(3)会員の葬儀等の際の互助に関すること。</p> <p>(4)交通安全,防犯,防火等に関すること。</p> <p>(5)環境の向上と美化の推進に関すること。</p> <p>(6)所有する資産の維持管理及び運営に関すること。</p> <p>(7)その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。</p>
---	---

4 区域

変更前	変更後
<p>京都市伏見区醍醐 和泉町 5番地の14, 5番地の16~18, 5番地の20~24, 5番地の27, 5番地の28, 5番地の30~38, 5番地の40, 5番地の41, 5番地の44, 5番地の46~49, 6番地の1, 6番地の2, 8番地, 8番地の3, 9番地, 10番地, 11番地, 11番地の3, 11番地の4, 12番地, 13番地, 14番地の2, 15番地の2, 15番地の12, 15番地の13, 15番地の16, 15番地の20~23, 16番地の3, 28番地の5, 28番地の20, 29番地の2, 29番地の8, 29番地の10~12, 29</p>	<p>京都市伏見区 醍醐和泉町 5番地の14, 5番地の16, 5番地の18, 5番地の21, 5番地の22, 5番地の27, 5番地の28, 5番地の30, 5番地の31, 5番地の32, 5番地の33, 5番地の34, 5番地の35, 5番地の36, 5番地の37, 5番地の40, 5番地の41, 5番地の44, 5番地の46, 5番地の57, 5番地の48, 6番地の2, 8番地の3, 9番地, 10番地, 11番地の3, 12番地, 13番地, 14番地の2, 15番地の2, 15番地の12, 15番地の13, 15番地の16, 15番地の20, 15番</p>

<p>番地の 15, 29 番地の 17, 29 番地の 19, 29 番地の 25, 29 番地の 26, 29 番地の 28~33, 31 番地の 10, 31 番地の 15, 31 番地の 16, 31 番地の 18, 32 番地, 35 番地, 95 番地, 97 番地の 2, 97 番地の 4, 97 番地の 5, 100 番地~102 番地, 105 番地, 106 番地, 109 番地の 1, 110 番地の 1, 110 番地の 2, 112 番地の 1~4</p> <p>落保町 2 番地の 2, 3 番地, 3 番地の 3, 3 番地の 5, 3 番地の 9, 4 番地, 4 番地の 5, 6 番地, 10 番地の 4, 11 番地, 12 番地, 15 番地, 16 番地の 1</p> <p>勝口町 1 番地の 3</p> <p>榎ノ内町 52 番地, 52 番地の 1, 52 番地の 6, 52 番地の 8, 53 番地, 53 番地の 1, 53 番地の 4, 53 番地の 6~12, 54 番地の 1, 56 番地, 57 番地の 1, 58 番地, 60 番地, 63 番地, 63 番地の 2, 64 番地, 66 番地</p> <p>南里町 2 番地の 2, 3 番地, 3 番地の 3, 3 番地の 10, 3 番地の 11, 3 番地の 14, 5 番地の 6, 5 番地の 7~9, 5 番地の 10</p>	<p>地の 21, 15 番地の 22, 15 番地の 23, 16 番地の 3, 28 番地の 20, 29 番地の 2, 29 番地の 8, 29 番地の 10, 29 番地の 11, 29 番地の 12, 29 番地の 15, 29 番地の 17, 29 番地の 19, 29 番地の 26, 29 番地の 28, 29 番地の 30, 29 番地の 32, 29 番地の 33, 31 番地の 10, 31 番地の 16, 31 番地の 18, 32 番地, 35 番地, 97 番地の 2, 97 番地の 4, 97 番地の 5, 100 番地, 102 番地, 104 番地, 105 番地, 106 番地, 109 番地の 1, 110 番地の 1, 110 番地の 2, 112 番地の 1, 112 番地の 2, 112 番地の 3, 112 番地の 4</p> <p>醍醐落保町 2 番地の 2, 3 番地, 3 番地の 3, 3 番地の 6, 3 番地の 9, 4 番地, 4 番地の 5, 5 番地の 2, 10 番地の 4, 12 番地, 15 番地</p> <p>醍醐榎ノ内町 52 番地, 52 番地の 1, 52 番地の 7, 52 番地の 8, 53 番地, 53 番地の 1, 53 番地の 4, 53 番地の 6, 53 番地の 8, 53 番地の 10, 53 番地の 11, 54 番地の 1, 57 番地の 1, 58 番地, 60 番地, 63 番地の 2, , 64 番地, 66 番地</p> <p>醍醐南里町 3 番地, 3 番地の 3, 3 番地の 10, 4 番地の 7, 5 番地の 7, 5 番地の 9, 5 番地の 10</p>
--	---

(文化市民局地域自治推進室)